

議案第 10 号

平成 29 年度伊賀市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度伊賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内戸数	11,000 戸
(2) 年間総排水量	4,300,000 m ³
(3) 一日平均排水量	11,780 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管路整備費	300,889 千円
ポンプ場整備費	3,300 千円
処理場整備費	170,172 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	2,629,577 千円
第 1 項 営業収益	651,561 千円
第 2 項 営業外収益	1,978,016 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	2,648,860 千円
第 1 項 営業費用	2,263,554 千円
第 2 項 営業外費用	335,032 千円
第 3 項 特別損失	30,174 千円
第 9 項 予備費	20,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	1, 392, 245千円
第1項 国庫補助金	202, 000千円
第2項 県補助金	31, 592千円
第3項 負担金等	37, 804千円
第4項 他会計補助金	836, 620千円
第5項 企業債	217, 900千円
第8項 基金取崩収入	66, 329千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 369, 101千円
第1項 建設改良費	518, 828千円
第2項 企業債償還金	818, 205千円
第5項 基金繰入支出	32, 068千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ

115, 814千円及び233, 289千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道事業経営戦略策定業務委託経費	平成29年度から平成30年度まで	10,068千円
上野新都市浄化センター長寿命化対策事業工事経費	平成29年度から平成30年度まで	153,363千円
上野新都市浄化センター長寿命化対策事業設計業務委託経費	平成29年度から平成30年度まで	9,437千円
柘植浄化センター長寿命化対策事業工事経費	平成29年度から平成30年度まで	153,997千円
柘植浄化センター長寿命化対策事業設計業務委託経費	平成29年度から平成30年度まで	14,203千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	千円 217,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び特定資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	217,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 105,745千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,224,493千円である。

平成29年2月13日提出

伊賀市長 岡本 栄